ロ　漁業の担い手を育成するための現場における研修並びに専門的知識及び技能を習得するための研修（当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う研修に限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

ハ　林業の担い手を育成するための現場における研修並びに専門的知識及び技能を習得するための研修（当該市町村が当該年度に地方単独事業として行う研修に限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

十四　市町村が水防法（昭和二十四年法律第百九号）第六条の三の規定に基づき支給した退職報償金に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十五　携帯電話等からの一一九番通報の発信位置を特定するための簡易端末の整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十六　電気通信事業者（地方公共団体を除く。）によるインターネットへの接続を可能とする電気通信施設のうち当該事業者の事業所と利用者との間における電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための電気通信施設の整備について市町村が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

十七　附則第六条第一項第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額

十八　附則第六条第一項第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「一一七、〇〇〇円」とあるのは「九四、二〇〇円」と、「〇・五」とあるのは「〇・七」と読み替えるものとする。

十九　附則第六条第一項第十八号イからニまでに規定する算定方法に準じて算定した額

二十　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）第四十三条第一項に該当する市町村について、国の補助金を受けて施行する災害廃棄物処理事業に要する経費から当該国の補助金、地方債その他の特定財源の額と第三条第一項第一号ロの表第三号及び第五条第一項第一号ロの表第三号の規定により特別交付税の算定の基礎とした額の合算額を控除した額に〇・五七を乗じて得た額

二十一　地方公営企業法第二条第一項第七号に規定するガス事業として実施する経年管対策事業に係る経費のうち、一般会計がガス事業特別会計に出資するために借り入れた地方債（平成二十年度から平成二十七年度までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

二十二　附則第六条第一項第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十三　附則第六条第一項第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十四　附則第六条第一項第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは、「〇・七」と読み替えるものとする。

二十五　附則第六条第一項第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十六　附則第六条第一項第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

二十七　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の三第三項に規定する市町村基本計画の作成に要する経費、同法第三条第二項に規定する配偶者暴力相談支援センターが行う同条第三項に規定する業務に要する経費及び緊急時における安全の確保に要する経費のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十八　地方税法附則第十七条の二第一項に規定する修正基準に基づく固定資産の価格の修正のため、宅地の価格の下落状況の把握に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二十九　附則第六条第一項第二十七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県民税」とあるのは「市町村民税」と読み替えるものとする。

7　平成二十三年度に限り、第五条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によって算定した額に、次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によって都道府県知事が算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　団体営土地改良事業に要する経費が多額であることを考慮して総務大臣が算定した額

二　閉山対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

8　平成二十三年度に限り、第五条第一項第四号イの規定の適用については、当該規定による算定額は、第四条第一項第三号ロ及びハ並びに附則第六条第五項から第七項までの規定に準じて算定した額とする。

9　平成二十三年度に限り、人事院規則九―四九（地域手当）別表第二第二号に掲げる官署の存する市町村に対する第五条第一項第四号イにおいて準ずるものとされる第四条第一項第三号ホの適用については、同号ホ中「一般職給与法第十一条の三第二項に定める割合（当該割合が人事院規則九―四九（地域手当）別表第一に定められていない地域にあつては、「地域手当支給基準を満たす地域の一覧について」（平成十七年九月二十六日付け総務省給与能率推進室第七号通知）における地域手当の指定基準により算定した割合」とあるのは「人事院規則九―四九（地域手当）別表第二第二号の官署について人事院が定める地域手当の割合」とする。

（都に係る算定方法の特例）

第八条　平成二十三年度に限り、第九条の規定の適用については、同条第一項第一号中「第二条第一項第一号」とあるのは「附則第四条第一項、第二項及び附則第九条第一項」と、「第三条第一項第一号から第三号まで」とあるのは「第三条第一項第二号、附則第五条第一項から第七項まで及び附則第十条第一項」と、同条第二項第一号中「第四条第一項第一号及び第二号並びに第三項（第二条第一項第一号に係る部分に限る。）」とあるのは「第四条第三項（第二条第一項第一号に係る部分に限る。）及び附則第六条第一項から第四項まで」と、「第五条第一項第一号から第三号及び第三項（第三条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）」とあるのは「第五条第一項第一号ハ及び第三項（第三条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）並びに附則第七条第一項から第三項まで及び同条第五項から第七項まで」とする。

（東日本大震災に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第九条　平成二十三年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によって算定した額に、次の各号によって算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　次の表の上欄に掲げる特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「法」という。）第二条第二項の特定被災地方公共団体をいう。以下同じ。）である県（以下「特定県」という。）について、東日本大震災（法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）に係る復興事業等を実施するための基金の積立て等に要する経費として総務大臣が調査した額又は下欄に掲げる額のいずれか少ない額